

藤本猛

『風流天子と「君主独裁制」』

——北宋徽宗朝政治史の研究——

城 地 孝

個人的な話で恐縮だが、本書を手にしてまず思い起こしたのは先師津田芳郎先生の言であった。修士課程に上がってすぐの頃であったか、明代の政治史を専攻する私に先生は「前近代中国の政治史がどの程度の水準でできるかを把握するために宋代の政治史にも目を通しておくように」とおっしゃったと記憶する。むしろ当時にあっても明代の政治・制度史に関する研究蓄積は決して少なくはなかった。とはいえ往々にして「最後発」と形容される明代の政治史に比して、宋代史では政治・制度史が分野として確立しており、分析の視角や手法、その結果として示される理解の構造化・理論化の度合いといった点において追いつけるべき「水準」を有しているとの印象は、少なくとも当時の私には拭い難いものであった。先生の言から推すに、そうした認識はおそらく研究者の間でも一般に共有されていたのだろう。

こうした差が何に由来するかと考えると、やはり「唐宋変革」をめぐる議論の中で時代を画するメルクマールのひとつとして宋代以降の「君主独裁制」が論じられてきたこと、ほとんどその一点に起因すると言って差支えあるまい。藤本猛氏（以下、著者）

による本書は、このように中国史の中で大きな位置づけを与えられ、それゆえに多くの研究者によって議論が深められてきた「君主独裁制」論の再検討を掲げて、これまで従来その政治面は必ずしも積極的に取り上げられてこなかった北宋末の「風流天子」徽宗（位一〇〇一—一二五）時代の政治史を丹念にあとづけた意欲作である。

近世中国の政治史などという言い方をすれば評者の専攻分野もひとまずそこに含まれることになるのだろうが、師の教を守らず宋代史はまったく不勉強のままにきてしまった身に本書の論評はあまりに荷が勝った仕事である。しかも管見のかぎり宋代史を専門とする小林義廣・横山博俊の両氏がすでに書評を公にしており、^①門外漢に容喙の余地なしとの感はますます強い。ただ中国の皇帝政治をめぐる問題の射程は宋代に限られたものではないし、現に著者は宋代以降の展望を示している。その点では宋代史を専門としない立場から発言することにもいささかの意義があるのかも知れない。小文は敢えて門外漢の立場から本書に触れて気付いた点を示すことで書評の責を塞ごうとするものに過ぎない。

先行する書評でも紹介されているが、小文でもまずは必要な限りで本書の要旨をたどっておこう。序章では「君主独裁制」をめぐる議論を中心に宋代政治史の研究史を整理し、徽宗朝を取り上げる意義と視角とが示される。まず著者は宮崎市定氏以来の「君主独裁制」論について、君主が官僚に対して受動的な立場で最終決裁権のみを行使する「君主独裁制」を完成した制度として絶対視するあまり、政治的主体性を發揮する君主を当為のあり方にそ

くわない異分子として排除してきたと批判し、そうした君主も「君主独裁制」下に登場してきたのであり、彼らがもたらした制度の変化・進展を肯定的に捉え直していくべきだと主張する。その上で新法を断行した北宋第五代神宗の登場を機に「君主独裁制」は新たな段階に入ったとの認識のもと、徽宗朝は士大夫の主体性を認めて受動的態度をあるべき君主像とする「祖宗の法」か、君主の「親政」を可能とする神宗以降の方針を「紹述」するかという方針選択とそれに伴う体制構築とが求められる時期にあつていたと位置づけ、もって本書で徽宗がいかなる「君主独裁制」を展開していたのかを問う意義を示している。

第一章から第三章までの各章ではそれぞれの時期を象徴する事件を通して徽宗朝前半期の政治状況を検討し、徽宗と宰相蔡京との相克関係を浮かび上がらせていく。第一章「崇寧五年正月の政変——蔡京の第一次当国と対遼交渉——」では彗星出現を機に蔡京罷免に至った崇寧五年（一一〇六）正月の政変が外交方針をめぐる徽宗と蔡京との対立に起因するとの見解が示される。すなわちこの政変は対遼強硬論を唱え、独断専行とも言える行動によって宋遼関係に緊張をもたらした蔡京に対して、宥和策を主張する徽宗が発動した上からのクーデタであつたというものである。第二章「妖人・張懷素の獄」では大觀元年（一一〇七）五月に起きた謀反事件の全貌を復元し、自分を狙って起こされた詔獄を最終的に自身の政敵追い落としに利用した蔡京の政治力を指摘するとともに、この事件が特に江南地方を対象として発動されたという点で蘇州銭法の獄との共通点を見出し、詔獄の形をとった蔡京体制の締めつけが後に花石綱による収奪激化につながつたと説く。

また詔獄の処理をめぐって徽宗と蔡京との意見の違いが決定的となり、蔡京の指導力が徽宗を上回る場面が現れたことで、徽宗は蔡京の影響力を排除する方向に向かつたとも指摘する。第三章「政和封禪計画の中止」では政和六年（一一一六）の封禪計画中止に至る政治的背景が検討され、議礼局において経書に基づく時令思想に則つた『政和五礼新儀』を作成していく徽宗・鄮居中と、自家の私的機関を拡大した礼制局を拠点に漢唐の礼制に依拠した礼制政策を進めようとする蔡京という両者の相違が浮き彫りにされる。地方官府を巻き込んだ大規模な請願運動を通じて自身が望まぬ封禪実行を強いる蔡京に対し、徽宗は反蔡京派の登用や御筆施行の徹底化などによって主導権強化を図つた。封禪中止もまた徽宗が反蔡京の立場から決断したものであり、徽宗が蔡京の影響力を排して「君主独裁制」から「親政」へと向かう転換点であつたとする。

続く第四・第五の二章は徽宗朝に特徴的な官署・官殿に注目し、著者が言う蔡京体制の成立・存続の要因を探るものとなつている。第四章「徽宗朝の殿中省」では遼寧省博物館蔵「蔡行勅」とそこに見える殿中省なる官署が対象となる。徽宗の宸筆とされる「蔡行勅」の所蔵経緯と「御書之宝」印の用法の検討から、当該文書が徽宗周辺の禁中で作成された御筆手詔であると推定する前半部分に続き、後半部分では殿中省の設置経緯・地理的位置・構成・人事について検討される。皇帝の日常生活に奉仕することを職掌とする殿中省は蔡京の強力な関与のもと崇寧二年（一一〇三）に設置されたが、それによる実質的な変化は宦官によって構成される実務機関の六尚局を管轄する殿中監・少監を設置し、そこに文

官士大夫を任じた点にあった。ここから著者は、蔡京がむしろ通説とは逆に宦官の利害に反する形で殿中省設置を断行することで、宦官を介さずに皇帝の意思を取り結ぼうとしたとの見解を示している。第五章「北宋末の宣和殿——皇帝徽宗と学士蔡攸——」では徽宗朝後半期に政治的に重要な場所として機能した宣和殿および宣和殿学士が取り上げられる。宣和殿の位置関係や名称・機能を検討し、徽宗が常に宣和殿におり、御筆手詔もここで作成されたことを明らかにした上で、宣和殿学士という士人館職が御筆作成のために主要な宦官らが任せられた直宣和殿・直保和殿という貼職の延長上に位置づけられると説く。宣和殿学士に就いた者の中で唯一、終始宣和殿に関わり続けた蔡攸は蔡京の息子であるが、一方で彼は徽宗の即位以前からその寵を受けていた。蔡攸は宣和殿学士として禁中に入内りできたがゆえに、宰相たる父の蔡京にも関与できない御筆作成を制御することが可能だったのであり、その意味で蔡京体制の成立・存続は徽宗と蔡攸との信頼関係に負うところが多かったとされる。

末尾に配された第六・第七の二章は皇帝「親政」への傾斜を見通す形で南宋政治史を展望するものと言える。第六章「宋代の転対・輪対制度」では官僚が皇帝と直接対面して意見を上奏する「対」の一種である転対と輪対の仕組みと政治的役割の変質とが考察される。定期的な機会が設けられ、一定の職事を持つ官僚に皇帝が順番に謁見を賜わっていくという点は双方に共通するものの、北宋から始められた転対があくまで一過性の制度で、当初の五日に一度から北宋後半には毎月一度となるなど、あまり励行された形跡もないのに対し、南宋で始められた輪対は毎日あるいは

五日に一度と実施頻度も高く、また輪対の筋子が公開されたことから、官僚にとつては官界全体に意見を表明する政治的パフォーマンスの機会にもなっていた。このように南宋輪対が官界で大きなウエイトを占めるに至った要因を著者は南宋初期の皇帝権力の脆弱さに求める。すなわち南宋初代の高宗は直接官僚と接触する機会を増やし、胸中を吐露させることで彼らを慰撫し、皇帝としての恩寵を示す場を必要としたのであり、そうした要請のもとで輪対は始められ、定着していったとする。第七章「武臣の清要」——南宋孝宗朝の政治状況と閤門舍人——ではまず南宋第二代の孝宗が実務を忌避して空論のみを繰り返す官僚士大夫への反発から、宰相らが関知しえない御筆・輪対を梃子に政務をみずから処理する「親政」体制をとるようになったことが指摘される。こうした体制を支えるべく設置されたのが閤門舍人であり、彼らは文臣の館職と同じく輪対に参加するとともに御筆伝達を担った。その任用時には中書舍人が出題する召試を突破する必要があったが、これは試験を通じて士大夫に彼らの才能を保証させることで、皇帝側近集団に「公」性を持たせ、反発を抑えるための措置であったという。

以上を踏まえて終章では本書で独立した章は立てられない高宗朝の状況にも言及しつつ、徽宗朝を「祖宗の法」的「君主独裁制」から皇帝「親政」体制へと移行していく転換点であり、新たな体制への胎動期と性格づける。徽宗朝から南宋に至る政治史を皇帝「親政」への傾斜を強めていく過程と捉えることで、従来の「君主独裁制」論では「専制君主」のように例外視されてきたとされる政治的主体性を発揮した能動的君主にも、その個性こそが

君主への権力集中を促す方向へと「君主独裁制」を更新し、明清へと段階的に発展させていったという展望のもと積極的な意義を与えられる。そして「君主独裁制」とは可能性の提示によって振り幅の広い、弾力性に富んだシステムであったとの結論をもって本書は結ばれる。

本書を通読して強い印象を受けるのは、アプローチの多様さとそこから徽宗朝政治史の具体像を鮮明に描き出していく実証の緻密さである。個別事案をめぐる政治過程の分析から背後にある対立構図を浮かび上がらせていくもの、官職設置にこめられた意図を解き明かしていくもの、あるいは政治空間に注目した分析は、序章で整理されているように先行研究で蓄積された宋代政治・制度史の視点・手法を十分に消化した上に新たな知見を上乗せしたものと言えよう。また芸術・文化面からのアプローチも本書を特徴づけるもののひとつとして特筆したい。「蔡行勅」という書道作品から出発し、これが徽宗宸筆であることを推定した上で御筆手詔や殿中省の問題へと説き及ぶ第四章は、政治・制度史の議論としては一見意外とも思われるようなところから切り込み、政治的な要素・意図へと迫っていく本書の特徴をもっともよく表す一章であると感じたし、政治史の射程とはこうしたところまで及ぶものなのだという点を改めて認識させられた。こうした着眼の面白さは本書の随所に見て取ることができるが、そこからの議論を可能にしているのは、関連史料を文字通り網羅して進められる徹底した実証分析であることも特に強調しておかねばならない。第四章における「蔡行勅」の所蔵経緯や御宝の用法の検討も詳細

を極めるが、張懷素の獄を取り上げた第二章も、疑獄事件という性格上、史料が極めて限られるにもかかわらず、関係者の素性や行動を丹念に追う作業があつてはじめて事件の政治的な意味を浮かび上がらせることに成功したものと評すべきである。また当該事件を蘇州銭法の獄とならぶ蔡京の江南地方締めつけ策の一環と見る見方も、宋朝の江南支配強化という点から議論を深めていく糸口になり得ると思われた。このほか官僚・士大夫をはじめ関係する登場人物の経歴・背景ならびに人間関係についても全篇にわたって丁寧な検討が加えられている。政治過程を分析する際にそうした作業は必須かつ基礎となるものだが、本書における史料の博搜と緻密な分析とは、宋代に比して格段に恵まれた状況にある明代の史料を見慣れた評者にも、これほどの分析はそう容易ではあるまいとの感を抱かせた。事実関係の可否や本書で示される論点が宋代史研究において有する意義についての論評は評者の能力の範囲を超えるが、以上に述べたような引き出しの多さとそれを説得力ある議論へと展開させていく徹底した実証とは、時代を異にするとはいえない前近代中国政治史に取り組む評者にとっても学ぶところ少なくないものであった。

疑問に感じた点として、まず徽宗と蔡京との関係に関する点を挙げたい。第一章から第三章までの各章では徽宗と蔡京との対立点が強調されるのに対し、第四・第五の二章は徽宗が御筆手詔を梃子に主導権強化を図っていく状況下でどう自身の影響力を保つ仕組みを整えるかというように、どちらかと言うと蔡京の立場からする叙述となつているように評者には思われた。徽宗朝前半期を扱う前者とその後の時期を論ずる後者とは対象となる時期が

異なるし、後者については徽宗と蔡攸一家との関係を強調し、宣和年間（一一九一—一二五）における蔡京・蔡攸の父子対立にも言及することで、宋代士大夫としての立場を貫いた蔡京と皇帝「親政」を目指す徽宗との相克関係という著者の説を補強している。その説明に間然するところはないのだが、ただ老練な蔡京と渡り合いながら自身の主導権を強めていく徽宗の姿を前者で見た上で後者の叙述に触れると、自身のプライベートな部分にまで親族や自派の者を配置する仕組みを整えていく蔡京を徽宗はどう見ていたのかという点が疑問に思われた。それだけの政治力を發揮した徽宗であれば、単に親密な者を側近くに置くという以上の狙いを持って、あるいは蔡京と何らかの利害を共有する形で関与していたのではないかと考えたくなるのだが、無い物ねだりは承知しつつも、後者で論じられる蔡京の取り組み——本書には「蔡京体制」の語も散見される——に対する徽宗のスタンス・意図についていまい少し踏み込んだ言及があれば、前者の議論ともより有機的に結びつくところがあったのではないかと感じた。

いまひとつ政治過程をたどっていく際にその意思決定プロセスがいささか見えにくく感じられた点もあった。たとえば第一章から第三章では外交方針・疑獄事件の処理・礼制という性格の異なる三つの事案を取り上げ、そこから同様の構図を導き出す構成をとることで、徽宗と蔡京との相克関係が個別事例のレヴェルを超えて当時の政治状況を規定していたとする著者の所論に一定の説得力を持たせている。個々の事件の周辺を徹底的に洗い出すことでその背景に存在する諸要因を浮かび上がらせていく手際は本書の真骨頂とも評すべきところではあるものの、酷な見方をするこ

それもあくまで「背景」でしかなく、当該の政治過程にあつてそれほど決定的な要因たり得たのかということまで突っ込んで考えると、いささか物足りなく感じられた面があったのも偽らざるところであつた。個別事案の分析を通じて政治史を論じようとする際、そこから導き出した要因・構図をどう一般化するかという点は評者自身も常々難しく感ずるところであり、右のような評者の読後感も明清時代の状況を前提に考えるところから来ている面も多分であろう。ただ門外漢の注文を記すことが許されるなら、たとえば宋代における皇帝の決裁あるいは意思決定に至るまでの基本的なプロセスがどうなっており、どれほどのレヴェルで追跡可能なかといった点について前提として概説的にでも説明があれば、各章で示される背景要因が意思決定プロセス全体の上でどれほどの影響を及ぼし得るものであつたのかも多少なりとも見えやすくなり、ひいてはそれによつて本書の到達水準をより開かれた形で示すことにもなつたのではないかとも思われた。

さて本書は宋代「君主独裁制」再検討の第一歩とされ、その到達点として、政治的主体性を發揮した能動的君主の個性が君主への権力集中を促進する方向へと「君主独裁制」を更新・発展させたとの説が示されるのだが、遺憾ながら評者はその意義をいまひとつ明確に理解できずにいる。既述のとおり著者の議論の出発点には宮崎市定氏以来の「君主独裁制」論者が主体性を發揮した君主を異分子として排除してきたという批判がある。これに対して評者が想起したのは宮崎氏が描いた清の雍正帝の政治であつた。現在の清史の水準に照らせば改められるべき点も少なくないのだろうか、少なくとも宮崎氏の議論に即して言えば、寝の間も惜し

んで臣下の上奏に目を通し、時に彼らを痛罵する批語を書きつける雍正帝の姿はとても主体性を持たない君主のそれとは言えまい。また基本的に皇帝は決裁を与えるだけであった題本制度の裏で、奏摺を用いて臣下に發議を指示することさえも行われていた。著者が序章で述べているように、こうした雍正帝の政治を宮崎氏が「君主独裁制」の到達点として視野に入れていたのであれば、主体性を發揮した君主の最たる者とも言うべき雍正帝は異分子どころかむしろ「君主独裁制」という制度の極致に位置づけられていたということになり、先行研究に対する著者の批判も果たして批判たり得るのかという疑問へとつながっていく。

こうした違和感はひとつには本書における「君主独裁制」の語の用法に起因するように思われる。たとえば序章に見える「(徽宗は)いかなる「君主独裁制」を展開していたのであろうか」といった表現からすると、本書で具体的に検討されるのは徽宗をはじめとする宋代の皇帝たちが各々の置かれた状況の中でどのような政治運営・意思決定のあり方を志向し、そのための仕組みを整えていくかという点にあると評者は理解する。それを宋代皇帝の「君主独裁」のあり方を支える「制度」という意味に解せば、たしかに宋代「君主独裁制」と呼べるのかも知れない。しかしそのことと各皇帝の「君主独裁」のための制度構築の前提となっていた、皇帝のみが最終決裁権を有するという制度——それが先行研究で論じられてきた「君主独裁制」なのではないか——の如何とは必ずしも同じ次元で論じられるものではないのではなからうか。個々の「君主独裁」のあり方の模索の過程を軸として宋代政治の具体像を描き出したという点で、本書が従来議論に一石を投ず

るものであることは評者にも十分に評価し得るが、そこから宋代以降の時代への「更新・発展」を見通したレヴェルで「君主独裁制」の再検討を掲げるのであれば、具体的にその如何なる点をどのように検討しようとするのか、さらにはそもそもそうした問い方をすることにどのような意義を主張するのかといった点について、さらに突っ込んだ説明が必要になると思われた。

著者はまた、フイードバックを繰り返しながらも制度として皇帝への権力集中が強化されていくという宋代政治の流れを示し、その段階的發展の先に明清時代を展望する。これについてもまた言えば元が完全に捨象されるなど、おそらくは著者にとっても今後の課題とすべき問題も含めた見通しにとどまる部分もあると思われるが、明代を専攻する評者から見ると、この展望を確たるものとする上で、ひとつには宋代政治において皇帝権力の強化を不可逆のものとした要因は何かが明確に示される必要があると思われる。たしかに本書では各段階で皇帝「親政」の強化が進められていく個々の状況・背景要因は丁寧論じられるものの、それが宋代という時代を貫く潮流と見なせるのかどうか、またそもそもなぜそうした流れへと収斂していくのかという点については、さほど突っ込んだ言及がなされているように思われない。また展望の先に見据えられているのも、明の洪武帝による宰相廢止とそれを補完する永樂期のいわゆる内閣の創設あるいは清の雍正帝の政治など、一般に皇帝権力強化の例としてよく引き合いに出されるものではあるものの、それもあくまで制度・機構の創設という域を出ない。明清時代は史料が豊富であるだけに、制度・機構の問題を議論する場合、その理念や当為のあり方と実際の運用面とが

どのような関係のもとに結びつきながら展開しているかを問うことが不可欠となる。本書で示された宋代政治の流れが後代の制度・機構へと継承されたか否かを検証するにも、なぜ皇帝権力を強化する方向へと傾斜していかのかを表層的なレヴェルからより踏みこんだところで考えていく必要があるうし、それを可能にするだけの緻密さと具体性を本書は十分に備えていると信ずる。ある意味そうした作業は「君主独裁制」や皇帝政治などと称されるものの根本的な部分へと迫ることなのかもしれない。なればこそ著者の今後の検討に期待するとともに、評者もまたみずからの問題として著者の展望を受け止めねばならないと考えている。

以上、門外漢の無知を省みずに勝手な評言めいたことを書き連ねてきたが、そんなことで本書の価値はいささかも揺らがない。本書の真骨頂はその多様なアプローチと丹念な実証を通じて宋代政治の具体像を生き生きと描き出していく点にこそある。文中、半ば揚げ足取りのような疑問や指摘も記したが、それも本書の精緻かつ具体的な叙述に、むしろ既存の枠組みに囚われずに新たな座標軸を打ち出していくような可能性を感じたからに他ならない。本書には様々な角度から中国の皇帝政治に切り込んでいくための数多のヒントが示されており、少なくとも前近代中国の政治史を考えようとする者に多くの示唆を与えてくれるはずである。評者の理解が至らないために著者の意を十分に汲みとれず、的外れな紹介・批判に失ってしまったのではないかと不安は拭えないが、その点は著者ならびに読者の寛恕を請いつつ擲筆する。

- ① 小林義廣「新たな視点で徽宗朝の政治を読み解く」〔東方〕四〇八、二〇一五年・横山博俊「書評 藤本猛、二〇一四『風流天子と』君主独裁制——北宋徽宗朝政治史の研究——」〔都市文化研究〕一七、二〇一五年。

【附記】『東洋史研究』第七十四卷第一号に久保田和男氏による本書書評が掲載されたが、原稿提出後であったため、その内容を十分に反映させることはかなわなかった。読者にはあわせて参照されたい。

(A5判) 五一―八頁 二〇一四年 京都大学学術出版会 七七七―六頁
(京都大学人文科学研究所非常勤研究員)